平成29年度 第2回江東区外部評価委員会

平成29年7月18日(火)午後6時30分 江東区役所 7階 第71会議室

《会議次第》

- 1. 開会
- 2. 施策24「保健・医療施策の充実」ヒアリング
- 一 休憩(5分程度) 一
- 3. 施策27「自立と社会参加の促進」ヒアリング
- 4. その他
- 5. 閉会

【配付資料】

- · 委員名簿
- · 出席職員名簿 (施策 24·27)
- · 席次表 (施策 24 · 27)
- ・ 施策実現に関する指標に係る現状値の推移(施策 24・27)
- · 事業概要一覧 (施策 24 · 27)
- ・ 施策評価シート (施策 24・27)
- ・ 行政評価 (二次評価) 結果への取り組み状況説明シート (施策 24・27)

平成29年度外部評価委員会委員名簿(B班)

氏 名	所 属	分野
つかもと ひさお ② 塚本 壽雄	早稲田大学名誉教授 公益社団法人全国行政相談委員連合 協議会顧問	行政学 政策評価論
藤枝 聡	立教大学総長室調査役	行政評価
ふせ のぶえ 布施 伸枝	布施伸枝公認会計士事務所公認会計士	行政運営 行政改革

◎: B 班班長

第2回江東区外部評価委員会(B班ヒアリング①) 出席職員名簿

平成29年7月18日開催

【施策24】

	職 名		氏	名	
0	健康部長	福	内	恵	子
	こども未来部長	伊	東	直	樹
0	健康部 健康推進課長	綾	部	吉	行
	健康部 生活衛生課長	関	戸	佳	子
	健康部 保健予防課長	尾	本	光	祥
	健康部 城東保健相談所長	加	藤	絢	子
	健康部 深川保健相談所長	石	橋	徹	也
	健康部 深川南部保健相談所長	今	関	修	由
	健康部 城東南部保健相談所長	遠	藤	幸	男
	こども未来部 子育て支援課長	堀	田	į	誠
	健康部 歯科保健・医療連携担当課長	小	松崎	理	香
	健康部 健康推進課 がん対策・地域医療連携係長	田	中	義	豪
	健康部 健康推進課 保健指導担当係長	佐	藤	洋	子
	健康部 生活衛生課 医薬衛生係長	月	間	芳	郎
	健康部 保健予防課 保健係長	白	井	晴	美
	健康部 保健予防課 保健指導担当係長	小	JII	美	紀
	健康部 保健予防課 保健指導担当係長	竹	内	慶	子

◎は主管部長、○は主管課長

【事務局】

	職名		氏	名	
_	政策経営部長	押	田	文	子
_	政策経営部 企画課長	炭	谷	元	章
—	政策経営部 財政課長	岩	瀬	亮	太
	政策経営部 計画推進担当課長	日	野	幸	男

[席次表]施策24

平成29年7月18日(火)

江東区役所7階 第71会議室	財政 予算担当	企画 企画担当 課長 係長	政策経営部長	正回江二計画推進担当課長	企画相当 チニター み値ね カ	J	<u></u>	()	乗 用 (で)
			保健予防 健康推進 健康部長 ごども未来 子育て支 生活衛生 調 調 調 調 調 調 報 調 報 調 記 報 記 報 記 報 記 記 記 記	IMIX IMIX IMIX	城東南部 深川保健 城東保健 (樓·医療 保健相談 保護相談 相談所長 相談所長 相談所長 連携担当 所長 係長	保健指導 保健指導 保健係長 地域医療 出地を言	11 連携係長		
	も り り り	キニター (4)	キ (で) (で)	ナ (6)	チ (プ)	チニター - 	キ (9) (1)	キ (記) (記)	_
	サ 10分 10分 10分	チ (型)	キニター (B)	チニター (B)	キ (B)	チニター (B)	キ (5) (5)	キ (8) (8)	キニター マイク (1) ①

施策実現に関する指標に係る現状値の推移(平成22~26年度)

※平成22~26年度の現状値は、長期計画(後期)策定時(平成27年3月)に判明していた数値

	1	
指標担当課	健康推進課	4健予防課
数值 取得方法	区民アンケート	業務取得係
目標値 (31年度)	75%	
達 状況	0	
目標値 (26年度)	%02	%86%86
26年度		I
25年度	69.270.2%	
24年度	71.8	
23年度		.993.6
22年度	68.167.7	92.992.693.993.
新規 変更		
長期計画(後期)における 「施策実現に関する指標」	安心して受診できる医療機関が身近にあると 思う区民の割合	乳児(4か月児)健診受診率
	92	96
	摇雏	₹2

(平成29年度 施策別
- 譚
事業概要-

	电					区民の生命と健康を守るための土曜準夜間、休日における診療及び調剤。 診療時間:土曜準夜間18:00~22:00、休日9:00~22:00 診療科目:内科、小児科	区民の歯科急病への不安を解消するための輪番制による休日歯科診療。 診療時間:9:00~17:00 診療科目:歯科	平日夜間における小児急病に対応するための小児診療。 診療時間:20:00~23:00 診療科目:小児科	医療と介護が連携し在宅医療を推進するため、関係者会議、多職種連携研修、区民向け相談窓口、在宅療 養者の急変時に備えた病床確保への補助等を実施。	在宅療養者や障害者等に対するかかりつけ歯科医の紹介や、江東区8020(ハチマルニイマル)表彰など、 歯科口腔保健に係る取組みを実施。	医療に関する患者等からの苦情・相談に対応。区民や医療機関への情報提供、医療機関に対する助言等 の充実により、医療機関における区民サービスを向上。		地域母子保健の向上を図るための関連機関の連携会議。 実施回数 : 保健所・城東・深川・深川南部・城東南部保健相談所各1回		妊娠、出産、育児等の知識を習得するための教室。	新生児とその産婦に対する家庭訪問指導。 訪問件数:5,070件	専門医の健診及び理学療法士の指導。	母子健康手帳及び母と子の保健バッグの交付。	未熟児、妊娠高血圧症候群の妊婦に対し医療費を助成。	結核にり患した児童に対し、指定療育機関における入院医療と日用品及び学用品を給付。また、在宅の小児慢性特定疾患児に日常生活に必要な用具を現物で給付。	乳児の健康を守るための4か月児健診、経過観察、6か月児健診、9か月児健診、精密健診の実施。 実施回数 :4か月児健診144回、経過観察54回 実施件数 :6か月児健診4,900件、9か月児健診4,800件、精密健診150件	1歳6か月に達した幼児の健康診査及び経過観察。 実施件数:内科4,900件、歯科4,000件
	改善方向					維持	維持	維持	維持	維持	維持		維持	レベルアップ	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持
	前年比增減	%		A 2%	0/4							△ 5.8%		△ 43.3%								
	28年度 予算額 (千円)	160.580,6702.5	ш	-	156,1985.4%	_	19,92219,6591.3%	117,7880.5%	15,05722.3%	4,8224,8220.0%	2,5222,4622.4%	850,147902,862	%0:00210	93,108164,193	13,6631.8%	26,79125,5025.1%	5,0605,0290.6%	1,9434.1%	37.00432.76612.9%	8388380.0%	90,24490,2050.0%	63,526 6 0,7204.6%
	29年度 予算額 (干円)	164.675.302	6.121.172	10147291	164,582	101,026	19,922	17,8741	18,416	4,82	2,52	850,147	.1021	93,108	13,905	26,79	5,06(2,022	37.00	838	90,24	63,526
ド、♥は主要ソフト事業を表す	事務事業名称	、健康に生き生きと暮らせるまち	して生活できる保健・医療体制の充実	24保健・医療施等の卒事	2401保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	土曜・休日医科診療・調剤事業	休日歯科診療事業	こどもクリニック事業	在宅医療連携推進事業	歯科保健推進事業	医療相談窓口事業	2402母子保健の充実	地区母子連絡会運営事業	妊娠出産支援事業	両親学級事業	新生児·産婦訪問指導事業	身体障害児療育指導事業	母子健康手帳交付事業	未熟児及び妊娠高血圧症候群等医療給付事業	療育医療給付事業	乳児健康診査事業	一歳六か月児健康診査事業
※◆は主要ハード、	施策の大綱基本協策 施策の以前 といれる はい	04ともに支えあい	09健康で安心し	94保健 医	2401保優	-	2 1		4	S	9	2405母	1	2 \$	3	4 4	2	_	7	8	Q)	10 -

3歳に達した幼児の内科健診、歯科健診及び精神発達面の相談・指導。 実施回数:内科及び歯科健診120回、精密健診210件 受診票利用による妊娠14回分の健診、超音波検査、子宮頸がん検診、妊婦歯科健診、里帰り出産等妊婦 健診受診費助成を実施。 児童の健全な成長と保護者の不安解消のため、心理相談員が継続した相談を実施。 乳児を持つ母親の健康を守るための栄養指導及び相談を実施。 高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部助成を実施。 焩 薢 獙 ₩ 改善方向 業 特 特 維持 維持 維持 △ 24.8% 皆減 岂年比 墙減 28年度 予算額 (千田) 444,382426,1764.3% 36,70635,3843.7% 4,5024,4002.3% 1,7401,7171.3% 30,14940,076 29年度 予算額 (千円) 14 母親栄養相談事業 15 特定不妊治療費助成事業 16 妊婦訪問指導事業※10 ※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す 事務事業名称 三歲児健康診査事業 12 妊婦健康診査事業 心の発達相談事業 取り組みするための施策を実現 施策の大綱基本施策施策

廃止(事務事業統合)

			主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
施策	24	保健・医療施策の充実	関係部長(課)	健康部長(生活衛生課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)、こども未来部長(子育て支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに 応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①保健・医療施設の整備・充実と 連携の促進

高まる在宅医療に対するニーズにこたえるため、医師会等関係団体と協力し、 在宅医療体制の充実を図るとともに、医療機関及び介護事業者等による連携を 推進します。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進す るとともに、人口増加の著しい南部地域における保健施策の充実のため、保健 相談所の拡充を図ります。

②母子保健の充実

乳幼児の発育発達状況の確認、疾病や障害の早期発見、早期支援等、母子保健の根幹となる施策を医療機関や療育機関等、関係機関との更なる連携強化により確実に実施します。また、孤立した子育で等により育児支援を必要とする親が多いことから、虐待予防の観点からも新生児産婦訪問の確実な実施、乳幼児健診や発達相談等における専門相談の充実を図り、妊娠から一貫した母子保健施策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで

・平成26年6月医療介護総合確保推進法が施行され、高度 急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療 を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制づくり が求められている中、平成30年4月までに、すべての区市 町村がの医療と介護の連携事業と実施することとなった。

- ・平成26年医療法が改正され、地域にふさわしい病床の機能分化・連携を推進していくため地域医療構想を策定することとなり、東京都では平成28年7月に策定された。
- ・区民は受けた医療や治療の内容について、気軽に相談できる窓口を求めている。
- ・東日本大震災以後、災害医療への関心が高まり、平成26 年に東京都の災害医療体制の見直しが図られた。
- ・平成26年3月、南部地域の人口急増に伴い高まる周産期 医療や小児医療のニーズに対応するため、女性とこどもに やさしい病院として「昭和大学江東豊洲病院」を整備し た。これにより、二次救急医療の提供や災害拠点病院とし ての機能が確保された。
- ・南部地域の急速な開発等に伴い、出生数が増加するとと もに、初産年齢の高齢化に伴い、低出生体重児等のハイリ スク出産が増えている。
- ・核家族化等により孤立した子育て世帯に対し、妊娠期からの継続した支援が必要である。
- ・平成28年度から、妊婦健診にHIV抗体検査及び子宮頸がん 検診を追加した。
- ・発達障害者支援法により、発達障害の早期発見、適切な 発達支援、生活支援が求められている。

今後5年間の予測(このままだとどうなるか)

・今後高齢者等の増加に伴い、病院と地域の医療機関の 役割分担が進むことで、在宅療養に対するニーズが高ま る。そのため、医師会等関係団体と協力した在宅医療体 制の充実が求められている。

・医療相談窓口に寄せられる相談の内容は、今後一層多 様化する。

- ・昭和大学江東豊洲病院のNICU(新生児集中治療室)及びGCU(新生児回復治療室)において、高度な新生児・周産期医療が提供され、ハイリスク妊婦への対応やNICU及びGCUからの円滑な退院支援に向けた地域医療連携などのニーズが高まる。
- ・江東区の乳幼児数は南部地域を中心に増加傾向のまま 推移する。
- ・孤立して子育てをしている世帯に対し個々の状況に応 じた支援が必要とされ、切れ目ない母子保健施策が望ま れる。
- ・発達障害児への発達支援や生活支援がより重要となっ てくる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4	. 施領	策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
	95	安心して受診できる医療機関が身近に あると思う区民の割合	%	70.2	69.6	72.8				75	健康推 進課
	96	乳児(4か月児)健診受診率	%	94.2 (25年度)	94.9	95.4					保健予 防課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの 【参考】26年度の指標値 指標96:95.4

5 施策コストの状況

0 11 05 1000									
	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算					
トータルコスト	1,598,473千円	1,353,106千円	1,544,491千円						
事業費	1,059,060千円	866,708千円	1,014,729千円						
人件費	539,413千円	486,398千円	529,762千円						

6 一次評価≪主管部長による評価≫

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標95】安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合は、横ばいで推移している。平成26年に開院 した昭和大学江東豊洲病院は26年11月東京都災害拠点病院、27年9月東京都指定二次救急医療機関、27年12月周産期 連携病院に指定されており、災害、救急、周産期に対応できる病院が区内にあることも区民の安心感につながっている と考えられる。

【指標96】乳児(4か月児)健診受診率はほぼ横ばいであるが、これは外国籍や転入者の影響により、期限までに健診が終了しない乳児が未受診となっているためである。未受診者に対し訪問等を通じ、個別受診勧奨を更に積極的に行い目標値へ近づけていく。

(2) 施策における現状と課題

◆地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、多職種の連携等、在宅療養を円滑に行える体制づくりを進める必要がある。◆在宅医療に関する理解を促進するため、手引きの作成や区民学習会を開催している。◆区民からの医療相談には、医療機関からの説明が理解できず悩んでいる相談や苦情がある。◆昭和大学江東豊洲病院では質の高い周産期医療及び小児医療の提供、救急医療の提供や防災拠点病院としての機能が確保され、地域医療機関との連携も図られている。◆平成28年度から、区内4保健相談所において専門職による妊婦への全数面接及び医療機関等での産後ケアを開始し、妊娠期からの支援を充実させた。◆新生児・産婦訪問指導事業は、産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義が大きくなっている。◆乳児健診は、疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割も大きくなってきている。◆発達障害の問題が明らかになりやすいとされる1歳6か月児を対象とする健康診査受診票の大幅な改定により、必要な支援を早期に開始できるようになった。また、学童期前までの母子保健対策をまとめた「母子保健事業の手引き」を作成し、地域との連携がより確実なものになるよう努めている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆在宅医療の推進については、三師会・訪問看護ステーション等関係機関及び庁内連携を進め、地域包括ケアに資するよう在宅医療の施策を展開していく。◆区民の理解促進については、区民学習会やシンポジウム等を通じて在宅医療について広く啓発していく。◆医療的ケア児の支援に関して、医師会と連携を図り小児の在宅医療を推進していく。◆医療相談窓口に寄せられた相談や苦情を、医療機関を対象とした医療安全講習会で実例として挙げ、患者対応のさらなる向上を促している。今後も継続して患者と医療機関との信頼関係の構築に努めて行く。◆昭和大学江東豊洲病院が地域医療の拠点病院として区民の安全安心を確保できるように、病院運営協議会等で必要な意見を述べていく。◆全妊婦への面接及び、産後の支援を通じ、出産・育児への不安を軽減し、安心して子育て出来る環境を整備していく。◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦面接、新生児訪問、乳幼児健診等の結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいく。◆発達障害児対策については、医療機関関係者や保育士、幼稚園教諭等を対象に実施してきた「発達障害児対応研修会」を今後は保護者も対象に実施する。

		主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
施策 24	保健・医療施策の充実	関係部長(課)	健康部長(生活衛生課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所)、こども未来部長(子育て支援課)

平成28年度 行政評価(二次評価)結果

・区内の医療保健ネットワークが十分機能するよう、昭和大学江東豊洲病院と一次医療機関や保健所等とが十分に連携し、実効性のあるネットワークづくりを推進する。【健康部】

・母子保健施策については、関係機関や他部署との連携を緊密にし、疾病の早期発見や母子の孤立化防止、児 童虐待予防等、妊娠から出産、育児と一貫した施策の推進に取り組む。【健康部】

≪参考≫ 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

・区内の医療保健ネットワークが十分機能するよう、昭和大学江東豊洲病院と一次医療機関や保健所等とが十分に連携し、実効性のあるネットワークづくりを推進する。【健康部】

・母子保健施策については、関係機関や他部署との連携を緊密にし、疾病の早期発見や母子の孤立化防止、児 童虐待予防等、妊娠から出産、育児と一貫した施策の推進に取り組む。【健康部】

これまでの取り組み状況

① 在宅医療連携推進事業

①在宅医療連携推進会議:在宅医療の取り組みを効果的に進めるため、区民や関係機関・関係職種で在宅医療の推進策について検討を行う。 平成28年度実績:2回開催

②在宅医療相談窓口: 自宅等で必要な医療が受けられるよう在宅医療に関する理解を促進するため、在宅医療相談窓口を江東区医師会訪問看護ステーションに開設。 平成28年度実績: 実数48件 専門相談7件

③在宅医療多職種連携研修:医療介護関係者を対象にグループワークで、顔の見える関係をつくり、在宅 医療に関するスキルアップを図る。 平成28年度実績:2回開催

④病院職員訪問看護ステーション実習研修:病院職員が在宅医療の現場体験を通じて、スムーズな退院 支援の在り方等を学習する。研修先は医師会訪問看護ステーション。 平成28年度実績:前期(7~8月) 18名、後期(12~1月)23名 合計41名

⑤在宅医療の手引き:会議、研修会等での意見を取り入れ、在宅医療の理解を促進するための手引(江東区在宅療養ガイドブック)を平成27年度作成。平成28年度より区民学習会で使用。

⑥区民学習会:平成28年度より、地域での中心となる民生委員等を対象に在宅医療の理解を促進するための学習会を実施。 平成28年度実績:5回

⑦在宅医療後方支援病床確保事業:地域の医療機関の在宅等患者の急変時に、入院を必要とする際の利用できる後方支援病床を確保する。 平成28年度実績:1,304件

【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

② 昭和大学江東豊洲病院との運営協議

取り合っている。 り組 み【新たな取り組みを行った事業】

年2回の昭和大学江東豊洲病院の運営協議会に出席するほか、実務的に必要な際はその都度連絡を取り合っている。

【見直した事業】

③ 母親栄養相談

取り組

4

4か月児健診時に母親に対して食事アンケートを提出してもらい、管理栄養士による個別のアドバイスを 郵送にて返却している。平成28年度実績4,554件 (例年96%以上実施)

【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

④ 妊娠期からの切れ目ない子育て支援の充実

平成28年4月より保健師など専門職による妊婦への全数面接(ゆりかご面接)を、同6月から産後ケア事業を開始した。ゆりかご面接で支援が必要な妊婦には、さらに個別の妊婦訪問・相談などの支援を行っている。産後ケア事業は、宿泊型ケア、日帰りケア、乳房ケアの3種のサービスを提供し、産後の母体や乳児に対するケアや育児相談などを行っている。その後は、新生児・産婦訪問、乳児健診へ支援をつなげ、妊娠期からの切れ目ない子育て支援としている。

【新たな取り組みを行った事業】

【見直した事業】

妊娠出産支援事業

⑤ 健診・相談事業

乳疾

組

組

4

4

乳幼児健診(3-4か月、6-7か月、9-10か月、1歳6か月、3歳児健診)、育児相談事業を通して、乳幼児の疾病の早期発見のみならず、育児不安の有無など子育て家庭の心身のリスクを把握している。支援の必要な乳幼児や家庭には継続的に支援を行っている。

【新たな取り組みを行った事業】

【見直した事業】

⑥ 母子保健における他部署や医療機関との連携

- ・保健相談所で行う「ゆりかご面接」において、妊婦への必要な支援をすみやかに行えるよう、庁内連携会議を行い他部署との連携方法を確立した。
- ・区内医療機関及び江東区助産師会の助産師に委託している「産後ケア」事業の利用者について、実施者からの報告書を確認し、支援の必要な方については保健相談所の保健師が継続して支援を行える体制を整えた。

・委託健診(6-7か月、9-10か月、1歳6か月児健診)実施医療機関において受診した際、発育・発達の遅れや育児環境等に支援を要する乳幼児について、医療機関と保健相談所との連絡方法を確立した。

- ・年1回、各保健相談所において関係機関との地区母子連絡会を行っている。また、江東区母子保健連絡協議会において、地区母子連絡会の報告及び地域の母子保健について報告及び意見交換を行っている。
- ・医療機関へ、区における学童期までの母子保健対策をまとめた「江東区母子保健事業の手引き」を配付し連携を図っている。

【新たな取り組みを行った事業】 【見直した事業】

第2回江東区外部評価委員会(B班ヒアリング①) 出席職員名簿

平成29年7月18日開催

【施策27】

	職 名		氏	名	
0	福祉部長	長	尾	潔	
	福祉推進担当部長	武	田	正	孝
	生活支援部長	西	潟	誠	
	健康部長	福	内	恵	子
	福祉部 福祉課長	Щ	根	隆	
	福祉部 長寿応援課長	加	Ш	彰	
0	福祉部 地域ケア推進課長	大	江	英	樹
	福祉部 障害者支援課長	Щ	﨑	岳	
	福祉部 塩浜福祉園長	西	野	裕	音
	生活支援部 保護第一課長	古	Щ	謙	也
	生活支援部 保護第二課長	ţ	屈	貴美	子
	健康部 保健予防課長	尾	本	光	祥

◎は主管部長、○は主管課長

【事務局】

	職 名		氏	名	
_	政策経営部長	押	田	文	子
_	政策経営部 企画課長	炭	谷	元	章
	政策経営部 財政課長	岩	瀬	亮	太
_	政策経営部 計画推進担当課長	日	野	幸	男

[席次表]施策27

第71会議室

江東区役所7階

平成29年7月18日(火)

2 2 2 2 3 子算担当 係長 企画担当 係長 企画課使用 政策経営 部長 計画推進 担当課長 モニター ① モニター 对 課 表 企課 画典 (N) 保健予防 課長 健康部長 布施委員 生活支援 部長 保護第二 課長 P算担当 福祉推進 担当部長 企画担当-保護第-課長 傍聴席傍聴席傍聴席 《驻辰》 塚木劵員 企画担当 福祉部長 福祉課長 長寿応援 課長 地域ケア 推進課長 藤枝委員 塩浜福祉 園長 障害者支 援課長 $\lambda \Box \lambda \Box$ チニター ③ ポニター ⑥ モニター ⑩ モニター モニター ® キニター モニダー ④ モニター ⑤ モニター モニター ③ キニター 個 モニター (6) モニター ⑤ ホニター モニター (II) モニター (5) モニター (E) 947

施策実現に関する指標に係る現状値の推移(平成22~26年度)

※平成22~26年度の現状値は、長期計画(後期)策定時(平成27年3月)に判明していた数値

数値 取得方法 指標担当課	区民 アンケート 高齢者支援課	業務取得懂害者支援課	I I	得障害者支
目標値 (31年度)	~	¥ 709		
茶菜光				
目標値 (26年度)	35%35%	300 YO		
26年度		_		I
25年度	27.228.1%	304		288
24年度	23.4			
23年度		213256		
22年度	23.122.7	169		
新 変 風				0
長期計画(後期)における 「施策実現に関する指標」	権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	区の就労・生活支援センター等を通じて就職! キ陸宝主新・[問主]	/二學古白数(米訂)	/に牌音句数(米計/ 区の就労・生活支援センター等を通じて就職し た障害者の定着率
	105 有	106		107
		程:	掛	聚22

第別
年度 施
戊29年
(平月
-
概要一
事業

	事業 概 要					判断能力の不十分な方の福祉サービス利用支援、日常生活自立支援、成年後見制度に関する相談、成年後見申立て支援、成年後見人の育成・サポート等を行う成年後見制度推進機関である権利擁護センター「あんしん江東 I 及び福祉サービス向上を員会の運営。	利用者本人の財産や権利を守る後見人等を選任し、本人に代わって保護する成年後見制度の利用を支援するため、家庭裁判所への申立て費用、後見人等に支払う報酬を助成。 即で件数・乗判由立て54年(お年条員人報酬)84年	到の場合である。 1月日本大人の財産や権利を守る後見八路が18日に、本人に代わって保護する成年後見制度の利用を支援 するため、由立てを行う報阵等が1/2に12階に行う区長申立てに係る費用の一時立替	<u> きたのでしている障害者の保護及び障害者の養護者への支援並びに虐待防止のための啓発。</u>	利用者本人の財産や権利を守る後見人等を選任し、本人に代わって保護する成年後見制度の利用を支援 するため、申立てを行う親族等がいない際に行う区長申立てに係る曹用の一時立替。	虐待を受けている高齢者の迅速で適切な保護を行うための緊急保護用ベッドの確保及び高齢者の虐待防止のための啓発。 確保床数:1床 契約機関数:7か所	利用者本人の財産や権利を守る後見人等を選任し、本人に代わって保護する成年後見制度の利用を支援するたか、申立てを行う網阵等がいない際し行う区長申立てに係る費用の一時立替		長期にわたり企業で就労に励む身体障害者、知的障害者及び精神障害者の勤労者を表彰。	障害者の生活等に関する相談。 相談員数:身体障害者17人、知的障害者7人	高次脳機能障害者に係る相談及び関係機関との地域ネットワークの構築 。	日常生活で必要とする情報や行政からの通知等の点訳や墨訳サービス。 実施場所:障害者福祉センター 宝施日時:第5・4+曜日 午後1時~午後5時	<u> </u>	身体障害者手帳の所持者等への手当を支給。 心身障害者福祉手当:重度・難病1万5,500円、中軽度7,750円、福祉手当:1万4,600円、 特別障害者手当:2万6,830円、障害児福祉手当:1万4,600円(それぞれ月額) 受給者数:重度 延5万3,923人・難病 延2万4,978人、中軽度 延2万4,201人 福祉丰当延144人、特別障害者手当 延5,952人、障害児福祉手当 延2,340人	造設口の衛生処理に要する装具購入費の一部を助成。 助成対象者数: 人工肛門43人, 人工膀胱19人	监
	改善方向					維持	維持	維持	維持	維持	集持	維持		維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持
	前年比增減	%	%	. 0	₩ 6.3%	△ 12.6%													△ 0.3%		
	28年度 予算額 (千円)	160,580,6702.5%	154,678,2842.5	10,617,890 08,859,4221.6%	47,894	27,89831,918	6,4516,0955.8%	73343369.3%	40034416.3%	1,02912.8%	7,9077,7372.2%	3383380.0%	4.627.0317.3%		9659650.0%	5,3365,2761.1%	1,1430.0%	2182180.0%	1,614,383	2,3602,09712.5%	11,91611,7251.6%
	29年度 予算額 (千円)	164,675,302	158,554,130	110,617,890	44,888#7,894	27,898	6,451	733	400	1,161	7,907	338	4,964,3464,627,03	134	965	5,336	1,1431	218	1,608,785	2,360	11,916
・ド、♥は主要ソフト事業を表す		い、健康に生き生きと暮らせるまち	し、安心して暮らせる福祉施策の推進	27自立と社会参加の促進	2701権利擁護の推進	権利擁護推進事業	成年後見制度利用支援事業	心身障害者区長申立支援事業	障害者虐待防止事業	高齢者区長申立支援事業	高齢者虐待防止事業	精神障害者区長申立支援事業	障害者の社会参加の推進	勤労障害者表彰事業	身体·知的障害者相談事業	高次脳機能障害者支援促進事業	点訳サービス事業	障害者就労支援庁内実習事業	心身障害者福祉手当支給事業	人工肛門用装具等購入費助成事業	障害者就労・生活支援センター運営事業
1	取り組みするための施策を実現	04ともに支えあい、	0誰もが自立	自立と	2701柞	1	2	3	4	• 2	9	7	2702個	1	2	3	4	5	9	7	∞
※◆は主要ハード、	招紙	17	4	7				II.	-		1	L	• •					1	ı		•

8 中国残留邦人生活支援事業 507,970502,6571.1% 9 受験生チャレンジ支援貸付相談事業 8,5368,2843.0% 10 生活困窮者自立相談等支援事業 55,56658.717 11 まなびサポート事業 15,169 5,71 12 女性福祉資金貸付事業※17 08,104 13 臨時福祉給付金事業 1,515,563,977.879	○ 5.4% ○ ○ 0.0% ○ □ 日初 ○ ○ 2.4%	#####################################	保険料軽減額を補てんするための国民健康保険会計への繰出金。 保険者の財政安定化を図るための、一般被保険者の低所得者数に応じた、国民健康保険会計への繰け 旧軍人及び戦没者遺族等に対する特別弔慰金・特別給付金等の申請受付並びに支援 行旅病人及び行旅病人への対応。 行旅病人及び行旅病人への対応。 行旅死亡人:10件 引き取り者のない死亡人:60件 出土人骨:3件 売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づいた、婦人相談員の設置及 び活動。 東京都社会福祉協議会が実施する受験生チャレンジ支援貸付にかかる相談及び申請受付等の実施 東京都社会福祉協議会が実施する受験生チャレンジ支援貸付にかかる相談及び申請受付等の実施 東京都社会福祉協議会が実施する受験生チャレンジ支援貸付にかかる相談及び申請受付等の実施 東京都社会福祉協議会が実施する受験生チャレンジ支援貸付にかかる相談及び申請受付等の実施 東京都社会福祉協議会が実施する受験生チャレンジ支援貸付にかかる相談及び申請受付等の実施 東京都社会福祉協議会が実施する受験生チャレンジ表援貸付にかかる相談及び申請受付等の実施 東京都社会福祉協議会が実施する受験生チャレンジを接貸付にかかる相談及び申請受付等を行うはの実施 東京都社会福祉協議会が実施する受験生子ない、総合相談窓口で自立相談支援を行うほか、住居確保給付金 生活保護受給者及び生活因窮者世帯のこどもに対する学習支援等を実施。
後期高齢者医療保険基盤安定繰出金 758,9927老人医療運営事業 05	1	ĵ.	1
	1		

	事業 熱 粥	日常生活における家庭相談、母子・父子相談、母子及び父子福祉資金の貸付け。	生活保護事業の運営に係る事務。	公衆浴場で利用できる共通入浴券を年回支給。 支給対象者数:大人1,310人、中人10人	就労支援員を活用した就労支援を実施するほか、就労意欲の低い受給者等に対して、就労準備支援事業 を実施。	精神疾患の専門家による、精神疾患等に起因する地域生活上の課題に関する相談、通院・入院等へ繋げる ための支援及び利用可能なサービスに関する情報の提供。	被保護者に対する生活扶助外つの扶助。 都の法外事業として被保護者自立促進事業を実施。	国民健康保険会計への繰出金。 国民健康保険事業に係る職員の給与費 国民健康保険事業の運営に係る事務費 国民健康保険医療給付に要する費用	後期高齢者医療会計への繰出金。 療養給付費に係る区負担分 保険料軽減措置に係る区負担分 高齢者健康診査事業に要する費用 後期高齢者医療制度運営事業に係る職員の給与、事務費及び葬祭費に要する費用	国民健康保険事業の運営に係る事務。	国民健康保険運営協議会の運営。 被保険者代表 8人 療養取扱機関代表 8人 公益代表 8人 被用者保険等保険者代表 2人 計26人	国民健康保険事業のPR。	東京都国民健康保険団体連合会に対する負担金。	国民健康保険事業の訪問徴収等に要する経費。 徴収嘱託員:9人	一般被保険者に係る療養給付費等。 給付率:7割·8割 年間平均被保険者数:11万500人 一件あたり給付額:1万5,777円 年間受診率:1,791.855% 年間供数:198万件	退職被保険者等に係る療養給付費等。 給付率:7割・8割 年間平均被保険者数:1,800人 一件あたり給付額:1万6,066円 年間受診率:2,500.000% 年間代数:4万5,000件
	改善方向	維持	維持	維持	維持	維持	維持	業	# 幸	維持	維持	維持		維持	維持	維持
-	前年比 増減			△ 13.7%	△ 3.3%			∨ 7.6%					△ 35.3%	△ 8.4%		△ 24.3%
-	28年度 予算額 (千円)	611,680130.0%	95,44092,5143.2%	34,00789,397	34,36985,542	.216,2420.0%	20,482,60820,262,5721.1%	4,519,6504,891,048	4,117,8748,805,7208.2%	4195,95941.3%	5915910.0%	22,49821,2695.8%	17,153	37,92441,399	31,238,46080,301,6543.1%	722,970955,254
	29年度 予算額 (千円)	26,866	95,44	34,00	34,36	16,242	20,482,60	4,519,65	4,117,87	276,884	59	22,49	4,6317	37,92	31,238,46	722,97
ード、♥は主要ソフト事業を表す	海 第五章 事務事業名称 第	7 家庭・ひとり親相談事業	18 生活保護事務	19 入浴券支給事業	20 就労促進事業	21 生活自立支援事業	22 生活保護事業	23 国民健康保険会計繰出金	24 後期高齡者医療会計繰出金	25 国民健康保険運営事業	26 国民健康保険運営協議会運営事業	27 被保険者啓発事業	28 国民健康保険団体連合会負担金	29 徴収事業	30 一般被保険者療養給付費	31 退職被保険者等療養給付費
は主要ハー	施策の組みするための施策を実現	_		-	8	- 2	2	N	8	2	国保	2	2	7	es es	es es
♦ ※	施策の大綱基本施策															

♦	※◆は主要ハード、	ード、♥は主要ソフト事業を表す					
施策の大綱基本施策 施策	E O D D D D D D D D D D D D D D D D D D	施 卷 事務事業名称 実	29年度 予算額 (千円)	28年度 予算額 (千円)	前年比增減	改善方向	事業 概 要
	33.	32 一般被保険者療養費	707,645/41,533	533	△ 4.6%	維持	一般被保険者が自費で療養を受けた場合の事後における保険者負担分の精算。 一件あたり給付額:9,563円 年間受診率:66,968% 年間件数:7万4,000件
		33 退職被保険者等療養費	17,54321,351	51	△ 17.8%	維持	退職被保険者等が自費で療養を受けた場合の事後における保険者負担分の精算。 一件あたり給付額:8.354円 年間受診率:116.667% 年間件数:2.100件
		34 審査支払手数料	112,305115,712	712	△ 2.9%	維持	東京都国民健康保険団体連合会に対する診療報酬等の審査支払事務及び共同電算処理委託。
	体険会計へ	35 一般被保険者高額療養費	4,485,8564,482,0440.1%	2,0440.1%		維持	一般被保険者高額療養費。 一件あたり給付額:6万5,012円 年間受診率:62,443% 年間件数:6万9,000件
		36 退職被保険者等高額療養費	134,791 47,348	348	△ 8.5%	維持	療養費。 万3,685円
	3	37 一般被保険者高額介護合算療養費	8,00010,035	35	△ 20.3%	維持	一般被保険者の医療保険と介護保険両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限 額を超える部分について支給。
	ñ	38 退職被保険者等高額介護合算療養費	536803		△ 33.3%	維持	退職被保険者等の医療保険と介護保険両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上 服額を超える部分について支給。
	గ	39 一般被保険者移送費	1,0261,0260.0%	%0.09		維持	一般被保険者の医療機関への移送。
	4	40 退職被保険者等移送費	5135130.0%	%O.C		維持	退職被保険者等の医療機関への移送。
	.4	41 出産育児一時金	264,600289,800	800	△ 8.7%	維持	被保険者に対する出産育児一時金。 一件あたり給付額:42万円 年間給付件数:630件
	.4	42 支払手数料	133145		△ 8.3%	維持	出産育児一時金の直接支払制度に係る支払手数料。 一件あたり手数料:210円 年間件数:630件
	4	43 葬祭費	56,00056,0000.0%	%0.000		維持	被保険者の死亡に対する葬祭費の支給。 一件あたり給付額:7万円 年間給付件数:800件
	4	44 結核·精神医療給付金	41,22487,6829.4%	829.4%		維持	被保険者の結核・精神医療に係る給付金。
	4 ,	45 後期局虧者支援金48 総制書票 報告 多数 45 多数	6,207,9666,370,307	0,307	△ 2.5%	維持	後期局節者の医療費に充てるための支援金。 ※加き数金の医生費に伝えま物帯にネイシェルで加出る
	<u>4</u> ,	46 後期局齡有関係事務實拠出金47 前期宣齡李統44	445458	90 000	₩8.2.	世界は	後期尚虧者の医療質に徐る事務質に允てるための別処出策。 並指言終来になる内除来間の弗田台拍を調整する制度。の続け今
	4 4	4/ 即粉同酌有約1/五48 前期高齡者閏係事務曹拠出余	430444	0493.3%	△ 3.2%	業本	<u>則朔両節句に深る体限句間の其用其拉で調整9の制及への熱物等。</u> 前期高齢者に係る保険者間の費用負担を調整する制度に係る事務費に充てるための拠出会。
		49 老人保健事務費拠出金	177225		△ 21.3%		75歳以上の高齢者、65歳以上75歳未満の寝たきり高齢者の医療費に係る事務費に充てるための拠出金。
) (国		7	9,324	△ 3.5%		介護保険事業に要する費用に充てるための納付金。
		51 高額医療費共同事業拠出金52 保險財政共同安定化事業拠出金	1,811,4071,412,19228.3%	3 148 9100 0%			高額医療費(一件あた1/80万円超)共同事業に要する医療費拠出金。 ほ除財政共同安定化事業(一件おたいロに) F80万円主での医療費)(一亜オス医療費加出金
		52	686711	46,9100.0°	△ 3.5%	株は	水灰光吸火
			643668		△ 3.7%	維持	保険財政共同安定化事業(一件あたり円以上80万円までの医療費)に要する事務費拠出金。
		55 退職者医療共同事業拠出金	18180.0%	%0		維持	年金受給者一覧表作成等の退職者医療共同事業に要する事務費拠出金。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

		維持 生活習慣病対策に着目した特定健康診査及び特定保健指導。		#持 被保険者に健康に対する認識を深めてもらい、さらに医療費の適正化を推進し、国保事業の健全な運営の 一助とするため、医療費の額及びジェネリック(後発)医薬品利用勧奨を通知。	レセプトデータをもとに抽出した重複・頻回受診者に対する保健師・看護師による訪問指導。また、糖尿病性維持 腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対する医療機関と連携した保 機指違。	維持 過誤により徴収した一般被保険者国民健康保険料の還付金。				維持 保険料に係る納入通知書の発送やコンビニエンスストア収納管理及び未納者に対する滞納整理に係る』	被保険者の死亡に対する葬祭費の支給。 維持 一件あたり給付費:7万円				高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等へ行う保険料均等割額の軽減賦課減額分の負担 金。	住域連合が保険料の軽減を図るために実施する特別対策経費の区負担金。 診療報酬等の審査及び支払に要する経費。	#持 広域連合が保険料の軽減を図るために実施する特別対策経費の区負担金。 広域連合の財政の安定化に資するため、東京都が設置する財政安定化基金への積立に要する経費。	#持 広域連合が保険料の軽減を図るために実施する特別対策経費の区負担金。 現年分保険料賦課額と保険料収納額(現年分及び滞納繰越分の合計)との差額の補てんに要する経費	住域連合が保険料の軽減を図るために実施する特別対策経費の区負担金。 後期高齢者医療に関する条例に基づき、低所得者へ行う保険料所得割額の軽減賦課減額分に要する経	体持 広域連合が保険料の軽減を図るために実施する特別対策経費の区負担金。	株特 広域連合の運営に係る事務費に要する経費の区負担金。					条件 一种油分水子令广泛之地存在超过水子给仓请给令
=	前年比 改 地域		△ 5.2%	30.5%		△ 1.7%			36.9%									11.9%						△ 15.0%	, 67.5%	
	29年度 28年度 前 予算額 予算額 は (千円) (千円)	458,718880,06320.7%		23,75184,183	5,7034,64422.8%	71,08772,343	1,2001,2000.0%	3,0008,0000.0%	23,19786,740	28,97128,1173.0%	190,400185,5002.6%		3,349,1608,088,8908.4%	3,911,4228,595,4538.8%	758,992725,2564.7%	106,83198,5168.4%	110.0%	△ 14,07115,978	6,4676,3811.3%	138,000134,5002.6%	151,156 44,4154.7%	287,697232,66523.7%	1511510.0%	00	148456	3 0003 0000 %
ハード、♥は主要ソフト事業を表す	取す施 りる選 細たを おめたを の現	[56 健診・保健指導事業	57	58 医療費通知事業	59 訪問保健指導事業	60 一般被保険者保険料還付金	61 退職被保険者等保険料還付金	62 返納金及び還付金	63 後期高齡者医療制度運営事業	64 徴収事業	65 葬祭費	4 = 1 + + + + + + + + + + + + + + + + + +	66 療養給付費負担金	67 保険料等負担金	68 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	69 審査支払手数料負担金	70 財政安定化基金拠出金負担金	71 保険料未収金補てん分負担金	72 保険料所得割減額分負担金	73 葬祭費負担金	74 後期高齢者医療広域連合事務費分賦金	75 高齢者健康診査事業	76 保養施設助成事業	77 保険料還付金	78 還付加算金	79 广Þ 中 中 中 中 中
※◆は主要ハード	施策の大綱基本施策 施策	₹ 4	K i	二分)									(:	後期	恒霾	者 医	泰4	計分)						

		主管部長(課)	福祉部長(地域ケア推進課)
施策 27	自立と社会参加の促進	関係部長(課)	総務部長(総務課)、区民部長(区民課)、 福祉部長(福祉課、長寿応援課)、福祉推 進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉 園)、生活支援部(医療保険課、保護第一 課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)

1 施策が目指す江東区の姿

高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み				
①権利擁護の推進	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。			
②障害者の社会参加の推進	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。			
③健康で文化的な生活の保障	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。			

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで

・江東区権利擁護センター「あんしん江東」では、成年後見制度推進機関として同制度の利用を促進するための普及 啓発及び相談業務、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった認知症高齢者・知 的障害者等の日常生活自立支援事業を実施している。平成24 た、法人後見、法人後見監督人の受任をしている。平成24 を4月の者上の表す。

た、法人後見、法人後見監督人の受任をしている。平成24年4月の老人福祉法の改正により、市民後見人の養成、活用推進が市区町村の努力義務となった。 ・平成28年5月には成年後見制度の利用の促進に関する法

律が施行され、市区町村は成年後見制度の利用促進のため、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとなり、そのための基本的な計画を作出する。 トップ・ディー・

な計画を作成することが努力義務となった。

・日常生活自立支援事業及び福祉サービスの総合相談の需要が増加している。また弁護士・司法書士による専門相談を実施しているが、区民ニーズは複雑化、多様化しており、福祉サービスの利用、権利擁護、成年後見制度、遺言、相続のほか、虐待に関連する相談も増加している。らに身寄りのない高齢者の緊急入院による後見相談、セルフネグレクトによるゴミ問題の相談も寄せられている。・雇用情勢は依然として厳しいが、ハローワークを通じた

障害者の就職件数は伸びている。平成27年度には全国ベースで6.6%増となり、7年連続で過去最高を更新している。・居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、精神障害を持つ者、配偶者暴力、薬物依存等の問題をかかえる者への支援として生活自立支援事業を実施している。

・高齢者の金銭管理について、当事者のみならず、サービス事業者や各種関係機関からも、適切な支援を求める声が強まってきている。

今後5年間の予測(このままだとどうなるか)

・高齢者人口や認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な高齢者等が増加するため、高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が必要になってくる。また、権利擁護センターを基軸とした関連機関との連携、総合的、一体的な支援を実施するための同センターの機能強化とともに、後見人の質や人材の確保を図るため、地域の特性を活かした後見人の支援、市民後見人候補者の育成が求められる。

・家族関係が疎遠となり、身寄りがいても関わりを拒否するケースが増加し、行政以外の支援者がいない高齢者等が増えることにより、区の行政負担が増大する。

・今後精神障害者が法定雇用率の算定基礎の算定対象となることで法定雇用率が引き上げられる予定であり、より多くの障害者就労ニーズに対応できる組織運営が求められる。

・福祉事務所では様々な問題をかかえる被保護世帯に対して、生活自立支援員などの専門知識と経験を持つ職員が対応することで、問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続して図っていく必要がある。

・生活保護受給者や生活困窮者に対して、早期に就労支援等に結びつけ、自立に向けたきめ細かな支援が求められている。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

|臨時福祉給付金事業は、国の方針に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

_											
	4 施領	策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
	105	権利擁護センター、成年後見制度を 知っている区民の割合	%	28.1	28.8	30.7				35	地域ケ ア推進 課
-	106	区の就労・生活支援センター等を通じ て就職した障害者数(累計)	人	304 (25年度)	390	470				460	障害者 支援課
	107	区の就労・生活支援センター等を通じ て就職した障害者の定着率	%	58 (25年度)	55	61				60	障害者 支援課
	108	生活保護受給者等の就職決定率	%	36.1 (25年度)	52.3	40.8				38	保護第 一課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの 【参考】26年度の指標値 指標106:343、指標107:57、指標108:44.7

5 施策コストの状況

	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算	
トータルコスト	111,189,925千円	104,941,571千円	112,949,855千円	0千円	
事業費	108,859,422千円	102,840,204千円	110,617,890千円		
人件費	2,330,503千円	2,101,367千円	2,331,965千円		

[※]本施策の施策コストは、一般会計、国民健康保険会計及び後期高齢者医療会計の合計である。

6 一次評価≪主管部長による評価≫

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標105】目標値の35%には届かなかったが、平成27年度の28.8%から1.9ポイント上昇している。今後も目標達成のため、他の事業周知の機会を捉えて実施する等、事業周知の機会をさらに増やす。

【指標106】平成25年4月1日の障害者法定雇用率引き上げで、民間企業が障害者雇用に積極的に取り組んでおり、当センターを通じて就職した障害者数についても、目標値を達成し、順調に推移している。

【指標107】就職した障害者については、定期的な企業訪問等定着支援を実施した結果、前年度より上昇し目標値の 60%に達した。今後とも就労移行支援事業所や特別支援学校等関係機関との連携を強化する等の取り組みにより、目標 値達成の維持に努める。

【指標108】生活保護受給者等の就職決定率は、前年度と比較して低下した。これは就労準備支援事業における就職決定率の低下が主な要因である。同事業は、就職が著しく困難な生活困窮者等に対し、期間限定で就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を行うものであり、一部の意欲的な方を除き、短期的には就職決定に結びつきにくい。一方、就労支援事業における就職決定率は、前年度と同程度に推移している。また、庁舎内に就職サポートコーナーを設置し、早期就職の利便性を図るとともに、江東就職サポート事業運営協議会を開催し、ハローワークとの連携強化に努めている。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢化が進展する中、身寄りがなく認知症等により判断能力の十分でない高齢者が急増している。また、福祉サービスの総合相談件数が軒並み上昇し、日常生活自立支援事業の需要が増加している。高齢者等が地域で安心して暮らせるための相談支援体制が求められる。◆障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきた。合わせて、障害者の特性に応じた障害者福祉サービスの提供や就労相談等の支援体制の充実も課題である。◆生活保護受給者等に対する就労支援員による支援や就労準備支援事業、就職サポートコーナーの開設などにより、多角的な観点からの就労支援態勢は整ってきている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆判断能力が十分でない高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、高齢者虐待の早期発見や関係者支援のための相談体制の強化などに取り組み、高齢者等の権利擁護を推進する。また市民後見人をはじめ成年後見制度の活用を含めた権利擁護の推進や、専門相談及び福祉サービス利用に関する総合的な支援体制の充実を図る。◆障害者計画・障害福祉計画に基づき施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実を図る。◆優先調達推進法の施行に伴い、行政各部署における福祉施設等への業務発注機会の拡大に取り組み、利用者工賃のアップを図る。◆生活保護の必要な人には、確実に生活保護を実施するとともに、受給者の状況に応じた就労施策による自立を促進するなど、社会復帰への取り組みを進める。◆平成27年度より生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を開始したが、今後も関係各課及び関係機関とのネットワーク会議を定期的に開催し、連携を図ることにより、生活困窮世帯の自立に向けた支援事業を効果的に実施する。

		主管部長(課)	福祉部長(地域ケア推進課)
施策 27	自立と社会参加の促進	関係部長(課)	総務部長(総務課)、区民部長(区民課)、福祉部長(福祉課、長寿応援課)、福祉推進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉園)、生活支援部(医療保険課、保護第一課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)

平成28年度 行政評価(二次評価)結果

・権利擁護の推進について、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、総合的な支援体制の一層の充実を図る。また、制度利用を促進するため、必要とする区民への効果的な周知を図る。 【福祉部】

・障害者の社会参加促進及び就労機会の確保について、関係機関等との連携を図り、積極的に推進する。【福祉部】

・国の制度改正の動向を踏まえ、自立支援に向けて必要な体制整備を図るとともに、引き続き効率的な事業執行に努める。【生活支援部】

≪参考≫ 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

・権利擁護の推進に関しては、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、総合的な支援体制の一層の充実を図る。また、制度利用を促進するため、必要とする区民への効果的な周知を図る。 【福祉部】

・障害者の社会参加促進及び就労機会確保のための取り組みを積極的に推進する。【福祉部】

・国の制度改正の動向を踏まえ、自立支援に向けて必要な体制整備を図るとともに、引き続き効率的な事業執行に努める。【生活支援部】

これまでの取り組み状況

① 権利擁護の推進に関する総合的な支援体制の充実、制度利用促進のための周知

・(総合的な支援体制の充実)

権利擁護センターにおいて成年後見制度の相談支援を含む福祉サービス総合相談を実施し、 福祉に関する総合的な相談に応じると共に、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理、書類等預かりの支援を通じて、利用者が安心して自立した生活が送れるよう総合的な支援体制の充実を図った。

|・(制度利用促進のための周知)

権利擁護センターにおいて成年後見制度講習会を実施し、制度の基礎知識等について周知を図った。また、事業説明会として、町会・自治会、民生・児童委員協議会、家族等からの要望により出向き、その中で成年後見制度の説明を行っている。

【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

② 障害者の就労機会の確保

取り組

4

障害者就労・生活支援センターのみの活動ではなく、ハローワーク、特別支援学校、就労系障害福祉サービス事業所、特例子会社、職業能力開発校等多くの関係機関と連携する機会を数多く設け、障害者の就 労ニーズにマッチし、長く定着できるような就労機会の提供に努めている。

【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

③ 障害者の社会参加の促進

取り組

福祉施設からの業務発注機会の拡大による利用者工賃アップを図るためには、庁内だけではなく外部からの発注機会の増加が不可欠である。外部への情報提供の手段として、区内各福祉施設で請け負う業務を一覧表で作成し、区のホームページで公開している。

【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】

4) 自立支援に向けた体制の整備

取り組み

組

区と東京労働局が連携して区役所内に設置しているハローワーク常設窓口の開設時間を平日9時から8 時30分に拡大し、相談者の利便性の向上を図った。

【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	生活保護事務

⑤ 自立支援に向けた効率・効果的な事務執行

就職が著しく困難な生活困窮者等を対象に、期間限定で就労に必要な知識及び能力を図るための訓練を 行う就労準備支援事業を平成27年度より実施している。前年度は同事業の内容を見直し、より就労意欲 の乏しい方に対し、意欲を喚起することに重点を移した。これに伴い、就労支援と就労準備支援とを併用 し、柔軟な就労支援策の取組みを図った。

【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	就労促進事業